

「ヤミ金融対策法案」に思う

参入ハードルを高く罰則を厳しく・・・

いわゆる「ヤミ金融」対策法案が国会に提出される。限りなく殺人に近い違法融資を取り締まる有効な法令が存在しなかったことに改めて驚かされるが、「東京都貸金業協会」の報告書『悪化が良貨を駆逐しつつある貸金業マーケット』に登場するような、20代・茶髪の登録希望者(都道府県に僅かな登録料を支払って申請さえすれば誰でも登録可。登録番号がPRの武器に)の排除を狙う法案だ。

日弁連などが要求していた「許可制」への移行は見送られたが、一定以上の資産の保有が条件となり、出資法違反に対しては契約自体が無効と条文に明記され、かつ罰則が強化される。ただ、その引き下げが焦点となっていた上限金利(現行29.2%)は現状維持となり、3年後に見直すことになった。

ところで、一般にはこの上限金利が「低い」とする向きはまずいないと思われるが「健全な」貸金業者はそうは考えていない。またこれに同調するかのように「2000年6月以前の上限金利40.004%に戻すべき」と主張する「経済学者」がいる。「早稲田大学消費者金融サービス研究所」の坂野友昭同大教授、東京情報大学の堂下浩助教授などだ。彼らの存在を知ったのは今年4月13日付け日経新聞の「エコノ探偵団」

である。

引き下げで「健全」融資が減った？

彼らの主張の骨子は、
：上限金利の引き下げで、それまで合法的に融資ができていた貸倒率の高い層に貸せなくなった。その人たちの「ニーズ」がヤミ金融の跋扈を許す土壌になった。だから40.004%に戻すべし

の一点張りに近い(詳細を知りたい方は、同研究所や業界団体のHPを参照されたい)。さらに「市場は規制がないほうがうまくいく」というアメリカ型の市場原理主義的な匂いも漂ってくる。

一理はありそうだ。だが、それだけか。かつての野放しの状態の時には何もかもうまくいったのか。大まかに言えば、70年代後半から80年代前半にかけての「サラ金地獄騒動」が金利規制の始まりだった。そして問題にされている2000年があり今回に至る。いずれの時期にも大きな背景が存在する。「円高不況・低成長への移行」であり「バブル崩壊後の長期景気低迷」であり「構造改革による痛み」である。そのたびに企業や家計の売上げ(収入)が不順になる。経済学者であるならその辺りへのアプローチが不可欠ではないかと思うのだが、彼らの「論文」や言行にはそういうものはほとんど出てこない。

また、彼らが無前提でその存在を

当然視している借り手の「ニーズ」の中には、「健全な」業界自らが、放映自粛を求められるようなPRを大量に垂れ流した帰結の部分や、出資者の露骨な運用ニーズもあるのではないかと。そして、上限金利が引き下げられれば「旨味」がなくなるという読みが、そういう主張の背景にあるのではないかと。こういう事柄も経済学の主要な研究対象だろう。以上のような点に一切言及せず、すべてを金利規制(上限引き下げ)の悪影響に帰するという姿勢は不思議である。

教育・更生プログラムを！

おそらく、金利規制や参入規制、罰則強化などは、すべて二次の問題だろう。それよりも広い意味での「教育」の不在のほうが大きいと思う。21万件を超えたという自己破産申告者には、対症療法としての「更生」プログラムが強制的に課されるべきだろう。その後、どうすればいいのかを具体的に示すわけである。ヤミに狙われる多くは2度目の無い人だ。また、保証人になることや高金利の恐さを知らない、相続放棄の知識がない、業者を見分けられない・・・など、様々な情報の非対称性を埋める必要がある。

そして、その「痛み」強要政策が所得不順の一因であり巨額債務や長期契約の反故を認めて自らモラルをぶち壊しつつある政府、知識で世の人々に幸福をもたらす責務のある学者、「健全な」商売をしたい業界などが取り組むべきは、一般への息の長い「金銭」教育にほかならない。

(クルー代表 野田 眞)